

新城市告示第138号

令和4年度及び令和5年度に新城市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「設計コンサル等」という。）及び物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品等」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請等について次のように定め、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月6日

新城市長 下 江 洋 行

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同条第4項の規定により許可の更新の申請をしている場合において、許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日（決算日）が令和2年7月1日から令和3年6月30日の間にあるもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日からさかのぼって審査基準日が1年7か月以内にあるもの）を受けていない者
- (4) 建設工事にあつては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者。ただし、各保険について加入する義務がない者を除く。
- (5) 建築設計にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (6) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (7) 入札参加資格審査申請（添付書類を含む。）について虚偽の事項を故意に記載した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）並びに同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 国税、愛知県県の県税及び新城市の市税等が未納である者

2 入札参加資格審査申請の方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和4年1月4日から同年2月15日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

建設工事及び設計コンサル等にあつては令和4年4月1日から令和6年1月31日まで（各年の12月29日から翌年1月3日までの日（以下「休業日」という。）及び日曜日等を除く。） 、物品等にあつては令和4年4月1日から令和6年2月15日まで（休業日及び日曜日等を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

ア 建設工事及び設計コンサル等

インターネットを利用してあいち電子調達共同システム（CALS/E C）ポータルサイトにアクセスし、必要事項を入力した上で、申請データを送信すること。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

イ 物品等

インターネットを利用してあいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイトにアクセスし、必要事項を入力した上で、申請データを送信すること。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(3) 別送書類（各種証明書等）

2(2) による申請データを送信後、2(6)に示す別送書類を提出すること。

(4) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

(ア) 建設工事及び設計コンサル等

2(2) により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日必着）

(イ) 物品等

2(2) により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日必着）

イ 随時受付

2(2) により送信した日から7日以内必着

なお、提出期間の最終日が休日等又は休業日に当たる場合は、その日以後の最初の平日とする。

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の場所へ郵送により提出するものとする。

郵便番号441-1392

愛知県新城市字東入船115番地

新城市役所総務部財政課

(6) 申請要領

申請に当たっては、次のとおり申請種別に応じた要領が定めてあるので、熟読して申請に臨むこと。

ア 令和4・5年度入札参加資格審査申請要領（建設工事）

イ 令和4・5年度入札参加資格審査申請要領（設計・測量・建設コンサルタント等業務）

ウ 令和4・5年度入札参加資格審査申請要領（物品等）

3 資格審査等

1の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより審査する。

(1) 建設工事

入札参加資格審査を希望する業種ごとに、建設業法第27条に規定する総合評定値により審査する。

(2) 設計コンサル等

入札参加資格審査を希望する業種ごとに、年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数について、総合的に審査する。

(3) 物品等

入札参加資格審査を希望する業種のうち、製造・販売等実績高、自己資本額、従業員の数、流動比率、営業年数及び設備について、総合的に審査する。

4 審査結果

入札参加資格審査の結果については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）及びあいち電子調達共同システム（物品等）により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和4年4月1日（随時受付は、入札参加資格決定の日）から令和6年3月31日までとする。ただし、同年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

5(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年度以降に令和6年度及び令和7年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請するものとする。

6 変更等の届出

2の入札参加資格審査申請の方法により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、申請したシステムを利用して速やかに変更手続を行わなければならない。ただし、定時受付に係る申請後の変更は、令和4年4月1日以降に受け付けるものとする。

7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、

- 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 暴力団並びに暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められた者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
 - (9) 入札参加資格審査申請（添付書類を含む。）について虚偽の事項を故意に記載した者

8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により、競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

9 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則4又は6の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

10 その他

- (1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和4年度及び令和5年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。